

ファイザー社ワクチン（5～11歳用）の有効期限について

（令和4年2月18日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡 別添2）

ファイザー社ワクチン（5～11歳用）については、令和4年（2022年）1月21日に薬事上の承認がされ、-90℃～-60℃での有効期間は9か月となっております。

他方、有効期間を6か月とすることが検討されていたときに、有効期間が6か月であるという前提で有効期限が印字されているワクチンが準備され、日本にも輸入されています。

これらのワクチンについては、貴重なワクチンを無駄にせず、有効に活用する観点から、下記の「接種に活用して差しつかえない期限」まで使用することが可能です。

※ なお、ファイザー社ワクチン（5～11歳用）については、有効期間が6か月という前提で印字されているワクチンはこの一覧に記載されているもののみですので、ご承知おきください。

ファイザーワクチン（5～11歳用）		（令和4年2月18日時点）
ロットNo	印字されている有効期限 （有効期限6か月のもの）	接種に活用して 差しつかえない期限 （有効期限9か月のもの）
FN5988	2022/4/30	2022/7/31
FP0362	2022/5/31	2022/8/31

※有効期間の取扱いの情報については、以下の厚生労働省HPにも掲載することとしていますので、ご参照ください。

厚生労働省HP「初回接種（1回目・2回目接種）についてのお知らせ」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00218.html

（QRコード）

